

越後魚沼の未来基金

「第七期はばたき奨学金」募集要項

～ひとり親家庭などの高校生を返済不要の奨学金で応援します！～

応募締切：2022年（令和4年）11月30日（水）まで

基金創設者 : 塩沢信用組合

基金管理運用者 : 公益財団法人パブリックリソース財団

募集要項は、応募者全員にお読みいただきたい部分（全員共通部分）と、応募者の学年ごとにそれぞれお読みいただきたい部分とで、ページが分かれています。共通部分および該当する部分をよく読んで、別紙の応募用紙や必要書類を記入の上、応募してください。

- | | | |
|--|----|------|
| 1、全員共通部分 | …… | 2ページ |
| 2、2023年度（令和5年4月）に高校・高等専門学校（以後高専と表記します）
に入学する生徒用 | …… | 5ページ |
| 3、2023年度（令和5年4月）に高校・高専2年生及び3年生に
進級する生徒用 | …… | 8ページ |

1. 全員共通部分

1-1 本基金の趣旨

、魚沼地域の未来を切り拓く人材や団体を支援し、地域の誰もがいきいきと暮らせるふるさと魚沼を、将来にわたって継承・発展させることを目的として設立されました。

この基金は、2016年9月に、140人を越える発起人と市長等からの賛同を得て、塩沢信用組合が責任を持って創設したものです。その管理運用は、内閣府認定の公益財団法人パブリックリソース財団が担当します。

越後魚沼の未来基金は、魚沼地域の塩沢信用組合の組合員を中心とする住民や企業の皆様からのご寄付がもとになります。地域の多くの皆様からいただいた志あるご寄付を積み立てて、これを地域の未来を担う人材や団体に助成金として支給していきます。

「はばたき奨学金」は、ひとり親家庭の子女で、将来への夢を持ち、魚沼を愛する生徒の高校進学を支援しようとする給付型（返済不要型）の奨学金です。すでに、第一期（2017年度）から奨学金支給を行っており、今回で第7期（7年目）の実施となります。

1-2 奨学生となった生徒の責務

- ① 学業に精励すること
- ② 健康の維持に努めること
- ③ 3月に実施する奨学金贈呈式に参加すること

※新型コロナウイルスの感染状況により予定を変更することがあります。

- ④ 塩沢信用組合などが実施するボランティア活動に参加すること

（活動の予定：ボランティア清掃活動、少年野球大会スタッフ、軽トラ市スタッフ、マラソンイベントの中から希望を募り一つ以上に参加をお願いしています。）

※新型コロナウイルスの感染状況により予定を変更することがあります。

- ⑤ 「中間活動報告書」を提出すること

1-3 奨学生の保護者の責務

- ① 家庭が児童扶養手当等の支給の要件に当てはまらなくなった場合、届出要件が変更になった場合、には、速やかに報告すること

（例）新たに婚姻した場合、扶養親族の数や所得に変化があった場合、住所、連絡先に変更があった場合

- ② 奨学生の身辺に変化等があった場合には、速やかに報告すること

（例）長期欠席の場合、退学や中退等の場合

③ 前述の奨学生の責務を果たせるよう支援すること

1-4 支給の中止・奨学金の返還について

- ・奨学生となった後に、応募資格を失った場合には、その時点で支給を中止します。例えば、親が婚姻してひとり親家庭でなくなった場合、奨学生が高校を退学または中退した場合、応募対象魚沼地域以外への転居の場合など。
- ・高校・高専に入学しなかった場合もしくは進級できなかった場合、あるいは申請時に事実と異なる申告や不正もしくは不適切と認められる行為等があった場合には、入学準備金(新1年生のみ該当)や奨学金を返還してもらうこととなります。例えば、奨学生の学費等以外に奨学金を使用した場合などが該当します。

1-5 申込み先・問い合わせ先

応募用紙等は、**2022年(令和4年)11月30日(水)(当日消印有効)**までに、下記宛に、郵送または、塩沢信用組合の本店・支店まで直接お持ち込みください。

※直接お持ち込みの際は、マスクの着用にてご来店ください

現在「第六期はばたき奨学金」を受給中の方は、中間活動報告書とともに返信用封筒で送っていただいて構いません。

また、不明な点は、下記までお問合せください。

【申込用紙送付先・提出先等に関するお問い合わせ】

塩沢信用組合 本部 担当：森下

〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢 1221-4

Phone : 025-782-1201

※直接お持ち込みの場合は、各支店でも構いません。

【応募内容に関するお問い合わせ】

(公財)パブリックリソース財団 担当：渡辺

〒104-0043 東京都中央区湊2丁目16-25 ライオンズマンション鉄砲洲第3 202号

Phone : 03-5540-6256 E-Mail : center@public.or.jp

【参考】

塩沢信用組合

設立：昭和 28 年、理事長：小野澤一成、本部・支店所在地：新潟県南魚沼市、魚沼市、津南町、湯沢町、2022/3 末現在・資金量：373 億円、組合員数：11,527 名 ・総代数：117 名(7/1 日現在)

特徴：塩沢信用組合は社会貢献に熱心な地域金融機関として実績があり、これまでも、東日本大震災被災地の支援、小学校、中学校、高校への金銭教育事業、地域活性化活動などを展開してきている。南魚沼市の牧之（ぼくし）通りの本店は伝統的な街並みに合わせた建築として、地元の人々や観光客にも親しまれている。

公益財団法人パブリックリソース財団

設立：2013 年（平成 25 年）内閣府認定、理事長：久住 剛

所在地：東京都中央区湊、年間予算（寄付）規模：2022 年度 4 億 5 千万円

特徴：寄付推進を専門に行う公益財団。社会貢献の志ある個人や企業からの寄付を、オンライン寄付やテーマ型基金、メモリアル基金など多様な方法で受け入れ、資金助成を行うほか、寄付を最大限に生かすための NPO のキャパシティビルディング、社会的インパクト評価などに取り組んでいる。

2. 2023 年度(令和 5 年 4 月)に高校・高専に入学する生徒用 (現在中学 3 年生用)

2-1 対象者

(1) 応募資格

応募できる生徒は、

- ・魚沼地域の南魚沼市、魚沼市、湯沢町、津南町に在住
- ・**2023 年度（令和 5 年度）に高校・高専に入学を予定している中学生**
- ・原則として、**ひとり親家庭で、かつ「児童扶養手当」または「障害年金」「遺族年金」の支給対象となっているご家庭の生徒**

(2) 選定基準

応募いただいた生徒の中から、次の基準により対象者を選定します。

ア 成績要件

学業に真面目に取り組み、一定の成績を収めているもの

イ 未来要件

将来に夢や志を有するもの

ウ 愛郷要件

魚沼地域を愛する心を有するもの

エ 収入要件

就学に際して困難のあるもの

(3) 対象とする奨学生

20 名程度

2-2 奨学金の支給要件、内容・金額・支給期間など

(1) 支給要件

奨学生に選定された生徒であって、高校への合格が確定した者に入学準備金を、その後、入学し高校生として在学している者に対して月例奨学金を支給します。選考決定後、あるいは支給後でも、受給要件を欠くことになった場合には、給付の停止もしくは返還を求めます。

例えば、入学準備金であれば、合格したものの高校に入学しなかった場合。月例奨学金であれば、退学・中退した場合などが、給付の停止もしくは返還の対象となります。

(2) 奨学金の内容・使徒

生徒の入学や学業・学習にかかる費用とします。

内訳

入学準備金 入学金、制服等の入学準備にかかる費用

月例奨学金 学校に納める教材費・見学等費用、通学費、学習塾等の費用

(3) 金額

総額 96,000 円／年

内訳 ①入学準備金 36,000 円

②月例奨学金 5,000 円×12 月

(4) 支給期間

入学から 1 年間（高校・高専 1 年生の間）

※ただし「はばたき奨学金」は、審査により高校在学中の最高 3 年まで支給継続する場合があります。新 2 年生以降は、月例奨学金 5,000 円×12 ヶ月の支給となります。

(5) 支給時期

① 入学準備金 合格確認後 3 月後半に開催される贈呈式にて入金済みの通帳をお渡しします。

② 月例奨学金 在学証明書が届いた後、毎月 10 日に支払います。

(6) 支払方法

塩沢信用組合に生徒の口座を作成していただき、その口座への振り込みにより支給します。

2-3 申込み方法

応募期間は、2022 年（令和 4 年）9 月 1 日（木）～11 月 30 日（水）当日消印有効

(1) 提出書類

以下の①～⑤書類をご提出ください。

① 奨学金応募用紙（別紙）

※電子ファイルを希望される方は、パブリックリソース財団のホームページからダウンロードするか、メールにてご請求ください

② 中学 3 年生の通知表（全ページ）の写しまたは成績証明書（応募時点でご用意できるもので構いません。出席状況がわかるようにしてください）

- ③ 生徒の写真（顔がはっきりと判別できるもの、スナップでも構いません。データでも可。）
- ④ 所得証明書（保護者分・2021年（令和3年）分）
給与所得がある方は、勤務先発行の源泉徴収票の写しまたは市町村発行の所得証明書
給与収入以外の方は、確定申告の控えの写しまたは市町村発行の所得証明書
- ⑤ 次のいずれかの写し
- ・ 児童扶養手当証書の写し（2022年（令和4年）分：9月頃に市役所から送付されるもの）
 - ・ 障害年金の「額改定通知書」（もしくは「振込通知」）の写し
 - ・ 遺族年金の「額改定通知書」（もしくは「振込通知」）の写し
 - ・ 生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書の写しまたは「生活保護受給決定通知書」の写し（受給金額がわかるようにしてください）
- ※申請中の場合などは、ご相談ください。自治体に提出した「申し立て書」の写しで代えることもできます。

なお、提出された情報は、本奨学金の審査にあたって活用させていただくもので、それ以外の用途には使用しませんし、外部に公表することは一切ありません。

- (2) 必要と認められる場合には、上記以外の書類の提出をお願いする場合や、直接の面談や訪問調査をさせていただく場合があります。

以上

3. 2023 年度（令和 5 年 4 月）に高校・高専 2 年生もしくは 3 年生 に進級する生徒用 （現在高校・高専 1 年生もしくは 2 年生用）

3-1 対象者

（1）応募資格

応募できる生徒は、

- ・魚沼地域の南魚沼市、魚沼市、湯沢町、津南町に在住
- ・**来年度・2023 年度（令和 5 年度）に高校・高専 2 年生もしくは 3 年生になる生徒**
- ・原則として、**ひとり親家庭で、かつ「児童扶養手当」または「障害年金」「遺族年金」の支給対象となっているご家庭の生徒**
- ・現在「第六期はばたき奨学金」を受給している生徒も、受給していない生徒も応募できます。

（2）選定基準

応募いただいた生徒の中から、次の基準により対象者を選定します。

ア 成績要件

学業に真面目に取り組み、一定の成績を収めているもの

イ 未来要件

将来に夢や志を有するもの

ウ 愛郷要件

魚沼地域を愛する心を有するもの

エ 収入要件

就学に際して困難のあるもの

（3）対象とする奨学生

新高校 2 年生：20 名程度

新高校 3 年生：20 名程度

3-2 奨学金の支給要件、内容・金額・支給期間など

（1）支給要件

奨学生に選定された生徒であって、次学年への進級が確定した者に対して月例奨学金を支給します。選考決定後、あるいは支給後でも、受給要件を欠くことになった場合には、給付の停止もしくは返還を求めます。

例えば、退学・中退した場合などが、給付の停止もしくは返還の対象となります。

(2) 奨学金の内容・使徒

生徒学業・学習にかかる費用とします。

内訳

学校に納める教材費・見学等費用、通学費、学習塾等の費用

(3) 金額

総額 60,000 円/年

内訳 月例奨学金 5,000 円×12 月

(4) 支給期間

進級から 1 年間 (2023 年度・令和 5 年度の間)

※ただし「はばたき奨学金」は、再審査により高校在学中の最高 3 年まで支給継続する場合があります。

(5) 支給時期

進級後の在学証明書が届いた後、毎月 10 日に支払います。

(6) 支払方法

塩沢信用組合に生徒の口座を作成していただき、その口座への振り込みにより支給します。

3-3 申込み方法

応募期間は、2022 年 (令和 4 年) 9 月 1 日 (木) ~11 月 30 日 (水) 当日消印有効

(1) 提出書類

以下の①~⑤の書類をご提出ください。

① 奨学金応募用紙 (別紙)

※電子ファイルを希望される方は、パブリックリソース財団のホームページからダウンロードするか、メールにてご請求ください

② 2022 年度 (令和 4 年度) の通知表 (全ページ) の写しまたは成績証明書 (応募時点でご用意できるもので構いません。出席状況がわかるようにしてください)

③ 生徒の写真 (顔がはっきりと判別できるもの、スナップでも構いません。データでも可。可能な限り最近のものでお願いします。)

④ 所得証明書（保護者分・2021年（令和3年）分）

給与所得がある方は、勤務先発行の源泉徴収票の写しまたは市町村発行の所得証明書
給与収入以外の方は、確定申告の控えの写しまたは市町村発行の所得証明書

⑤ 次のいずれかの写し

- ・ 児童扶養手当証書の写し（2022年（令和4年）分：9月頃に市役所から送付されるもの）
- ・ 障害年金の「額改定通知書」（もしくは「振込通知」）の写し
- ・ 遺族年金の「額改定通知書」（もしくは「振込通知」）の写し
- ・ 生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書の写しまたは「生活保護受給決定通知書」の写し（受給金額がわかるようにしてください）

※申請中の場合などをご相談ください。自治体に提出した「申し立て書」の写しで代えることもできます。

なお、提出された情報は、本奨学金の審査にあたって活用させていただくもので、それ以外の用途には使用しませんし、外部に公表することは一切ありません。

（2）必要と認められる場合には、上記以外の書類の提出をお願いする場合や、直接の面談や訪問調査をさせていただく場合があります。

以上